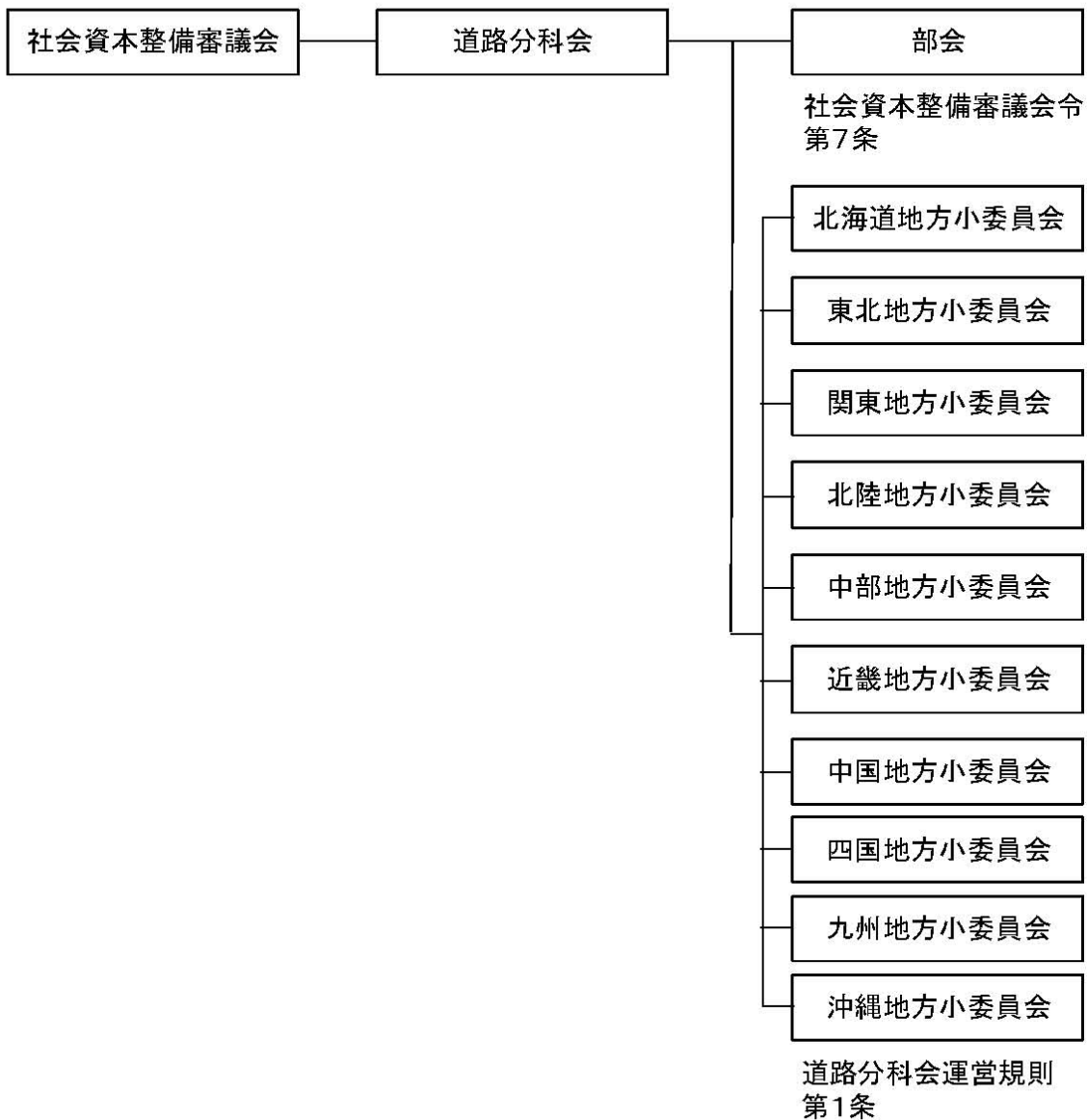


# 九州地方小委員会の規約等について

# 部会等の設置

(根拠法令等) 国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)  
社会資本整備審議会令 (平成12年政令第299号)  
社会資本整備審議会道路分科会運営規則

## 1. 組織図



## 2. 設置する部会等

### ○事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

### ○地方小委員会

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

## 社会資本整備審議会道路分科会 九州地方小委員会運営規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### (小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の求めに応じ、以下の調査を行う。

- 2 計画段階評価、事業採択時評価の審議対象事業に関し、九州地方整備局(以下「整備局」という。)が作成した対応方針(案)について報告を受けること。
- 3 地方の道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
- 4 整備局から受けた報告に対し意見がある場合には、調査結果を分科会長に報告すること。

### (会議の成立条件)

第3条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

### (小委員会の庶務)

第4条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この規則は、平成22年12月10日から施行する。

# 社会資本整備審議会運営規則

## (趣旨)

第1条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

## (会議の招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときはあらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

## (書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

## (議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

## (委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

## (議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

## (議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、

議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会におかれる部会にあっては分科会。）の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

## 社会資本整備審議会道路分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会道路分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会長  
家田 仁

### (小委員会の設置)

第1条 道路分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

### (小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

### (委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから道路分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を道路分科会長に報告するものとする。

### (議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、平成22年8月3日から施行する。

国官総第215号

国官技第136号

平成24年12月14日

対象事業を所管する部局 へ

国土交通事務次官

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領の策定について

国土交通省所管公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、今般、計画段階における事業評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」を策定したので通知する。

なお、貴職におかれては、本要領に基づく所管事業の実施要領の細目について、関係機関に周知し、所管事業の効率的な執行及び透明性の向上を図られたい。



# 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価（以下「評価」という。）を実施する。評価については、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するものである。

## 第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業として実施が見込まれる事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、別表に掲げる事業とする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。ただし、補助事業を除く。）

## 第3 評価の対象とする事業及び実施時期

### 1 評価の対象とする事業

評価の対象とする事業は、以下の事業とする。

- (1) 別表に掲げる採択される前の事業であって、評価を実施していない事業
- (2) 評価後、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた事業（評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、評価の実施主体が行うものとする。）
- (3) 評価後（ただし、評価後に都市計画又は環境影響評価の手続きを行った事業については、その手続きが完了した後）、5年を経過した後も採択されていない事業

### 2 評価の実施時期

評価の実施時期は、別表に掲げる評価の実施時期とする。ただし、第2に規定する事業のうち、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

## 第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存

### 1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局をいう。以下同じ。）が事業種別に応じて定める。
- (2) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めると



ころにより行うものとする。

① 評価の実施主体が本省の場合

本省又は地方支分部局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成する。地方支分部局は、評価を受けるために必要な資料を本省に提出する。評価の実施主体は、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、事業の内容についての対応方針（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

本省は、地方支分部局と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

② 評価の実施主体が地方支分部局の場合

地方支分部局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省に提出する。

本省は、評価の実施主体と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

- (3) 河川事業、ダム事業については、当該事業の複数案の比較・評価を行い、学識経験者等から構成される委員会等及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定等を行う場合には、評価の手続きが行われたものとすることができる。

2 評価結果の公表

所管部局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに、評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに公表する。

3 関係資料の保存

- (1) 所管部局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 所管部局又は地方支分部局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価の基礎となった関係資料を保存するものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局は、事業種別ごとに評価の手法を策定する（ただし、評価の手法が既に定められている場合には、この限りではない。）。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

- (2) 所管部局は、策定した事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (3) 評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

## 2 評価手法の改善

所管部局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

## 3 評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ② 達成すべき政策目標を明確化する。
- ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

## 第6 その他

### 1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

### 2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局は、本要領に基づき、事業種別ごとの評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

## 第7 施行

1 本要領は、平成24年12月14日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）（平成22年8月9日策定）」のうち評価に関する事項は廃止する。

## 第8 経過措置

平成25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、評価の対象とする事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

また、本要領の施行時点で、既に都市計画や環境影響評価の手続きに着手若しくは完了している事業、または公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（以下「計画策定プロセスガイドライン」という。）等に基づき、第5の3に



定める評価の視点について既に審議が行われた事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

さらに、本要領の施行時点で、計画策定プロセスガイドライン等に基づき、第5の3に定める評価の視点について学識経験者等から構成される委員会等への意見聴取及び都道府県・政令市等への意見聴取（以下「委員会等及び都道府県等への意見聴取」という。）が行われた事業については、当該事業の対応方針の決定をもって、委員会等及び都道府県等への意見聴取の一部が行われた事業については、その完了及び当該事業の対応方針の決定をもって、評価が行われたものと位置付けることができるものとする。

(別 表)

所管部局	評価 の対象とする事業	評価の実施時期
水管理・国土保全局	河川事業、ダム事業、砂防事業及び地すべり対策事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
道路局	新設・改築事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
航空局	空港整備事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
都市局	都市公園事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで